

IV 年度計画

1 令和5年度計画届出の経緯

独立行政法人通則法に基づき、令和5年3月28日付けで、令和5年度計画を農林水産大臣に届け出た。

その後、次の年度計画の変更について農林水産大臣に届け出た。

- (1) 令和5年4月17日付けで、畜産業振興事業費及び砂糖生産振興事業費の予算を変更（畜産勘定、砂糖勘定）

ア 配合飼料価格の高騰など生産コストの急激な上昇の影響を受けている畜産・酪農経営を緊急的に支援するため、配合飼料価格高騰緊急特別対策事業等の実施が農林水産省から要請（令和5年3月28日付け4畜産第2952号農林水産省畜産局長通知）されたことに伴い、畜産業振興事業費の所要額を追加したことによる措置（畜産勘定）

イ 令和4年度第2次補正予算において、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業のメニューの一つとして砂糖の仕向先変更促進対策事業が措置され、令和5年度予算に繰り越しされたことに伴い、砂糖生産振興事業費について科目を追加し、同事業の所要額を追加したことによる措置（砂糖勘定）

- (2) 令和5年8月8日付けで、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定、肉用子牛勘定）

和子牛生産者臨時経営支援事業の令和5年度第1四半期（4月～6月）分が発動となり、当初予算を上回る支出が見込まれたことから、畜産業振興事業費の所要額を追加。一方、肉用子牛生産者補給金制度の当該四半期で全畜種において発動がなかったため、これに伴う不用額相当分を同事業の予算に充当したことによる措置

- (3) 令和5年9月12日付けで、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

令和2年度補正予算（コロナ対策）により措置された肥育牛経営改善等緊急対策事業のうち、配合飼料価格安定制度運営安定化支援事業の今後の事業執行に必要な所要額を算定し、当該算定結果を踏まえ、中期計画の第5に掲げる不要財産の処分に関する計画に沿って、適切な対応を講じるよう農林水産省から要請（令和5年8月4日付け5畜産第1142号農林水産省畜産局長通知）されたことに伴い、畜産業振興事業費を減額したことによる措置

(4) 令和5年10月27日付けで、砂糖勘定の国庫納付金に係る予算を変更(砂糖勘定)

砂糖勘定における第4期中期目標期間中の運営費交付金の残額等に係る不要財産の国庫納付額について、年度計画における当初の見込みより増加(188百万円→420百万円)となることから、不要財産の国庫納付に係る支出予算を増額(+232百万円)したことによる措置

(5) 令和5年12月11日付けで、畜産業振興事業費の予算を変更、情報収集提供事業費及び野菜農業振興事業費から野菜生産出荷安定事業費への流用(畜産勘定、野菜勘定)

ア 令和5年度補正予算により、和牛肉の需給状況改善対策としての和牛肉需要拡大緊急対策事業、脱脂粉乳在庫の低減や国産乳製品の需要確保対策としての国産畜産物利用安定化対策事業及び国産チーズの競争力強化対策としての国産乳製品等競争力強化対策事業が措置されたことに伴い、畜産業振興事業費の所要額を追加したことによる措置(畜産勘定)

イ 契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業に係る平均取引価額の算定誤りへの対応として、契約指定野菜補給金交付システムの改修及び関係団体等への説明等が必要となり、これらの経費に充てるため、情報収集提供事業費及び野菜農業振興事業費から野菜生産出荷安定事業費へ予算を流用したことによる措置(野菜勘定)

(6) 令和6年2月21日付けで、でん粉勘定の国庫納付金等に係る予算を変更(でん粉勘定)

でん粉勘定の収入について、輸入量の増加に伴う調整金収入の増加及び国庫納付にあたり一時的に不足する金額に係る借入金の増加により当初予算を上回る見込みであること、また、支出については、調整金収入が年度当初の見込みより増加したこと及び国産ばれいしょと国産かんしょの合計量のうち、国産ばれいしょの割合が増加したことに伴い国庫納付金の納付割合率が上昇し、国庫納付額の増加が見込まれることから、それぞれの予算を増額したことによる措置

2 事業内容の概要

令和5年度の業務運営の前提となった事業内容の概要は、次のとおりである。

(1) 畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号。以下「畜安法」という)の規定による次の業務を行う。

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

イ 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

ウ 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品(以下「指定乳製品等」という)の輸入

- エ ウの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し
 - オ エの業務に伴う指定乳製品等の保管
 - カ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- (2) 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- (3) 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「野菜法」という）の規定による次の業務を行う。
- ア 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付
 - イ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付
 - ウ 一般社団法人又は一般財団法人が行う業務でア又はイの業務に準ずるものに係る経費の補助
- (4) 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- (5) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という）の規定による次の業務を行う。
- ア 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し
 - イ 異性化糖等の買入れ及び売戻し
 - ウ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し
 - エ 甘味資源作物交付金及び国内産糖についての交付金の交付
 - オ 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
 - カ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付
- (6) 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務を行う。
- (7) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「特別措置法」という）の規定による次の業務を行う。
- ア 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付
 - イ 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付
- (8) (1)～(7)の業務に附帯する業務を行う。

3 令和5年度の業務運営に関する計画（令和5年度計画）

次ページより、令和5年度の業務運営に関する計画（令和5年度計画）を転載。

独立行政法人農畜産業振興機構令和5年度計画

制定：令和5年3月28日付け 4 農畜機第7257号
改正：令和5年4月17日付け 5 農畜機第438号
改正：令和5年8月8日付け 5 農畜機第3266号
改正：令和5年9月12日付け 5 農畜機第3902号
改正：令和5年10月27日付け 5 農畜機第4876号
改正：令和5年12月11日付け 5 農畜機第5868号
改正：令和6年2月21日付け 5 農畜機第7447号

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

（1）経営安定対策

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

（ア）肉用牛交付金の交付

肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。

（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

（ウ）肉豚交付金の交付

肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。

（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付

肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。

（イ）肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補

助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

2 畜産（酪農・乳業）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

(ア) 加工原料乳生産者補給交付金等の交付

加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

(ア) 酪農対策

加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。

補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に交付する。

(イ) 補完対策

酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 指定乳製品等の輸入・売買

(ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた令和5年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。

(イ) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

(ウ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し

指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡し業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(エ) 輸入バターの流通計画の公表

上記(イ)又は(ウ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の20日までに、ホームページで公表する。

(オ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表

指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。

イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

(3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

3 野菜関係業務

(1) 経営安定対策

ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

イ 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 20 業務日以内に交付する。

ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等

ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

エ 業務内容等の公表

野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

オ セーフティネット対策の適切な対応

農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。

カ 野菜農業振興事業

加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

4 特産（砂糖・でん粉）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 砂糖関係業務

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受領した日から 8 業務日以内に交付する。

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受領した日から 18 業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームペー

ジにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

(ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受領した日から8業務日以内に交付する。

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受領した日から18業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

5 情報収集提供業務

(1) 情報収集の的確な実施

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和5年度の実施状況及び令和6年度の計画について検討する。

また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。

(2) 需給等関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。

(3) 情報提供の効果測定等

アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

(2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。

4 業務執行の改善

機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、次の取組を行う。

(1) 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。

(2) 令和4年度及び前中期目標の期間における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。

(3) 第三者機関による令和4年度及び前中期目標の期間における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

6 補助事業の効率化等

(1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。

ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。

イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

(2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。

ア 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。

イ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。

また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。

ウ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10業務日以内とする。

エ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。

(ア) 決算上の不用理由の分析を行う。

(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。

(3) 補助事業の審査・評価

令和4年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

7 デジタル化の推進による業務の効率化

(1) デジタル化の推進

業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。

なお、eMAFFの活用にあたっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。

(2) 情報システムの適切な整備及び管理

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。

また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。

8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うにあたっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	493	70	500	721	531	190	375	983	3,142
国庫補助金	-	-	6,281	1,513	1,513	-	-	-	7,794
その他の政府交付金	41,844	44,398	-	10,105	10,105	-	241	206	96,793
業務収入	-	21,536	-	35,483	26,748	8,735	-	455	57,474
拋出金	5,580	0	-	-	-	-	-	-	5,580
負担金	-	-	3,227	-	-	-	-	-	3,227
納付金	-	-	2,618	-	-	-	-	-	2,618
資金より受入	238,012	27,545	2,845	-	-	-	-	37	268,439
借入金	-	-	-	80,400	78,192	2,209	-	-	80,400
諸収入	16	-	-	-	-	-	44	228	288
計	285,944	93,550	15,470	128,222	117,088	11,134	660	1,909	525,754
支出									
業務経費	285,451	96,931	15,173	63,856	53,686	10,170	420	-	461,831
借入金償還	-	-	-	64,400	63,200	1,200	-	-	64,400
人件費	493	258	298	480	383	96	240	973	2,741
一般管理費	-	-	-	-	-	-	-	918	918
その他支出	-	-	-	287	265	22	56	243	586
計	285,944	97,189	15,470	129,023	117,535	11,488	716	2,134	530,476

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖		情報収集提供	法人共通	合計
						でん粉			
収入									
運営費交付金	448	70					108	235	860
その他の政府交付金	41,844	11,308					241	197	53,589
拠出金	5,580	0					-	-	5,580
調整資金より受入	61,660	-					-	-	61,660
畜産業振興資金より受入	176,352	27,545					-	37	203,934
諸収入	16	-					44	110	170
計	285,899	38,923					393	579	325,793
支出									
業務経費	231,560	38,853					285	-	270,698
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,110	-					-	-	120,110
畜産業振興事業費	111,450	38,853					-	-	150,303
情報収集提供事業費	-	-					285	-	285
肉用子牛勘定へ繰入	53,891	-					-	14	53,905
人件費	448	70					108	323	948
一般管理費	-	-					-	225	225
計	285,899	38,923					393	562	325,776

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖		情報収集提供	法人共通	合計
						でん粉			
収入									
その他の政府交付金		33,090						10	33,100
業務収入		21,536						455	21,991
諸収入		-						0	0
計		54,627						465	55,091
支出									
業務経費		58,077						-	58,077
加工原料乳補給金等事業費		37,485						-	37,485
輸入乳製品売買事業費		20,592						-	20,592
人件費		188						123	312
一般管理費		-						341	341
計		58,266						465	58,730

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖		情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金			500				105	166	771
国庫補助金			6,281				-	-	6,281
野菜事業負担金			3,227				-	-	3,227
野菜事業納付金			2,618				-	-	2,618
野菜生産出荷安定資金より受入			2,845				-	-	2,845
諸収入			-				-	112	112
計			15,470				105	279	15,854
支出									
業務経費			15,173				55	-	15,227
野菜生産出荷安定事業費			11,245				-	-	11,245
野菜農業振興事業費			3,927				-	-	3,927
情報収集提供事業費			-				55	-	55
人件費			298				50	162	510
一般管理費			-				-	115	115
計			15,470				105	278	15,853

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖		情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				531	531		121	396	1,048
国庫補助金				1,513	1,513		-	-	1,513
その他の政府交付金				10,105	10,105		-	-	10,105
業務収入				26,748	26,748		-	-	26,748
借入金				78,192	78,192		-	-	78,192
諸収入				-	-		-	3	3
計				117,088	117,088		121	399	117,609
支出									
業務経費				53,686	53,686		52	-	53,738
糖価調整事業費				42,532	42,532		-	-	42,532
砂糖生産振興事業費				1,513	1,513		-	-	1,513
国庫納付金				9,642	9,642		-	-	9,642
情報収集提供事業費				-	-		52	-	52
借入金償還				63,200	63,200		-	-	63,200
人件費				383	383		70	231	684
一般管理費				-	-		-	168	168
その他支出				265	265		49	227	541
計				117,535	117,535		171	626	118,332

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				190		190	41	166	397
業務収入				8,735		8,735	-	-	8,735
借入金				2,209		2,209	-	-	2,209
諸収入				-		-	-	0	0
計				11,134		11,134	41	167	11,342
支出									
業務経費				10,170		10,170	29	-	10,199
でん粉価格調整事業費				4,830		4,830	-	-	4,830
国庫納付金				5,340		5,340	-	-	5,340
情報収集提供事業費				-		-	29	-	29
借入金償還				1,200		1,200	-	-	1,200
人件費				96		96	12	112	221
一般管理費				-		-	-	54	54
その他支出				22		22	6	16	45
計				11,488		11,488	47	183	11,719

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	45							19	65
畜産勘定より受入	53,891							14	53,905
諸収入	-							2	2
計	53,937							35	53,972
支出									
業務経費	53,891							-	53,891
肉用子牛補給金等事業費	53,891							-	53,891
人件費	45							21	66
一般管理費	-							14	14
計	53,937							35	53,972

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

2 収支計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	285,910	95,265	14,971	64,588	54,307	10,281	699	2,312	463,745
経常費用	285,910	95,265	14,971	64,423	54,163	10,260	643	2,069	463,281
業務経費	285,430	95,024	14,694	63,856	53,686	10,170	420	-	459,425
人件費	459	241	276	445	355	89	223	1,111	2,755
一般管理費	-	-	-	-	-	-	-	905	905
その他支出	-	-	-	122	121	1	-	-	122
減価償却費	21	-	-	-	-	-	-	52	73
臨時損失	-	-	-	165	144	21	56	243	464
国庫納付金	-	-	-	165	144	21	56	243	464
収益の部	285,910	91,615	14,971	47,786	38,868	8,918	643	2,063	442,989
経常収益	285,895	91,615	14,971	47,786	38,868	8,918	643	2,063	442,973
運営費交付金収益	459	65	478	686	503	183	358	797	2,844
補助金等収益	285,435	71,944	14,493	11,617	11,617	-	241	243	383,973
業務収入	-	19,606	-	35,483	26,748	8,735	-	478	55,567
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	-	-	-	14	14
資産見返補助金戻入	-	-	-	-	-	-	-	2	2
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	-	162	162
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	-	139	139
諸収入	0	-	-	-	-	-	44	228	272
臨時利益	16	-	-	-	-	-	-	-	16
過年度補助事業費返還金等	16	-	-	-	-	-	-	-	16
純利益（△純損失）	-	△ 3,650	-	△ 16,802	△ 15,439	△ 1,363	△ 56	△ 249	△ 20,756

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	285,868	38,918					386	653	325,825
経常費用	285,868	38,918					386	653	325,825
業務経費	231,560	38,853					285	-	270,698
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,110	-					-	-	120,110
畜産業振興事業費	111,450	38,853					-	-	150,303
情報収集提供事業費	-	-					285	-	285
肉用子牛勘定へ繰入	53,891	-					-	14	53,905
人件費	417	65					101	397	980
一般管理費	-	-					-	216	216
減価償却費	-	-					-	26	26
収益の部	285,868	38,918					386	653	325,825
経常収益	285,853	38,918					386	653	325,810
運営費交付金収益	417	65					101	175	759
補助金等収益	285,435	38,853					241	234	324,763
賞与引当金見返に係る収益	-	-					-	62	62
退職給付引当金見返に係る収益	-	-					-	72	72
諸収入	0	-					44	110	154
臨時利益	16	-					-	-	16
過年度補助事業費返還金等	16	-					-	-	16
純利益（△純損失）	-	-					-	-	-

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部		56,346						488	56,834
経常費用		56,346						488	56,834
業務経費		56,171						-	56,171
加工原料乳補給金等事業費		37,485						-	37,485
輸入乳製品売買事業費		18,686						-	18,686
人件費		176						147	322
一般管理費		-						341	341
減価償却費		-						-	-
収益の部		52,697						488	53,185
経常収益		52,697						488	53,185
補助金等収益		33,090						10	33,100
業務収入		19,606						478	20,085
諸収入		-						0	0
純利益（△純損失）		△ 3,650						-	△ 3,650

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部			14,971				101	301	15,373
経常費用			14,971				101	301	15,373
業務経費			14,694				55	-	14,749
野菜生産出荷安定事業費			10,858				-	-	10,858
野菜農業振興事業費			3,837				-	-	3,837
情報収集提供事業費			-				55	-	55
人件費			276				46	179	502
一般管理費			-				-	111	111
減価償却費			-				-	11	11
収益の部			14,971				101	296	15,367
経常収益			14,971				101	296	15,367
運営費交付金収益			478				101	123	702
補助金等収益			14,493				-	-	14,493
賞与引当金見返に係る収益			-				-	35	35
退職給付引当金見返に係る収益			-				-	25	25
諸収入			-				-	112	112
純利益（△純損失）			-				-	△ 6	△ 6

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				54,307	54,307		166	666	55,138
経常費用				54,163	54,163		116	439	54,719
業務経費				53,686	53,686		52	-	53,738
糖価調整事業費				42,532	42,532		-	-	42,532
砂糖生産振興事業費				1,513	1,513		-	-	1,513
国庫納付金				9,642	9,642		-	-	9,642
情報収集提供事業費				-	-		52	-	52
人件費				355	355		65	259	679
一般管理費				-	-		-	168	168
その他支出				121	121		-	-	121
減価償却費				-	-		-	13	13
臨時損失				144	144		49	227	420
国庫納付金				144	144		49	227	420
収益の部				38,868	38,868		116	439	39,424
経常収益				38,868	38,868		116	439	39,424
運営費交付金収益				503	503		116	351	971
補助金等収益				11,617	11,617		-	-	11,617
業務収入				26,748	26,748		-	-	26,748
資産見返運営費交付金戻入				-	-		-	11	11
資産見返補助金戻入				-	-		-	2	2
賞与引当金見返に係る収益				-	-		-	47	47
退職給付引当金見返に係る収益				-	-		-	25	25
諸収入				-	-		-	3	3
純利益（△純損失）				△ 15,439	△ 15,439		△ 49	△ 227	△ 15,715

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				10,281		10,281	47	177	10,505
経常費用				10,260		10,260	40	161	10,461
業務経費				10,170		10,170	29	-	10,199
でん粉価格調整事業費				4,830		4,830	-	-	4,830
国庫納付金				5,340		5,340	-	-	5,340
情報収集提供事業費				-		-	29	-	29
人件費				89		89	11	103	204
一般管理費				-		-	-	54	54
その他支出				1		1	-	-	1
減価償却費				-		-	-	3	3
臨時損失				21		21	6	16	44
国庫納付金				21		21	6	16	44
収益の部				8,918		8,918	40	161	9,119
経常収益				8,918		8,918	40	161	9,119
運営費交付金収益				183		183	40	132	355
業務収入				8,735		8,735	-	-	8,735
資産見返運営費交付金戻入				-		-	-	3	3
賞与引当金見返に係る収益				-		-	-	13	13
退職給付引当金見返に係る収益				-		-	-	12	12
諸収入				-		-	-	0	0
純利益（△純損失）				△ 1,363		△ 1,363	△ 6	△ 16	△ 1,386

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	53,934							40	53,974
経常費用	53,934							40	53,974
業務経費	53,870							-	53,870
肉用子牛補給金等事業費	53,870							-	53,870
人件費	42							26	69
一般管理費	-							14	14
減価償却費	21							-	21
収益の部	53,934							40	53,974
経常収益	53,934							40	53,974
運営費交付金収益	42							15	57
畜産勘定より受入	53,891							14	53,905
賞与引当金見返に係る収益	-							4	4
退職給付引当金見返に係る収益	-							5	5
諸収入	-							2	2
純利益（△純損失）	-							-	-

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

3 資金計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	364,746	100,809	37,293	148,868	127,601	21,267	862	6,238	658,816
業務活動による支出	352,285	95,301	15,874	64,755	54,465	10,290	806	2,040	531,062
投資活動による支出	-	-	-	-	-	-	-	2,655	2,655
財務活動による支出	3,008	-	-	83,777	72,938	10,838	56	251	87,092
次年度への繰越金	9,452	5,508	21,419	337	198	139	-	1,291	38,007
資金収入	364,746	100,809	37,293	148,868	127,601	21,267	862	6,238	658,816
業務活動による収入	114,165	64,098	12,625	47,944	38,883	9,061	660	1,885	241,378
投資活動による収入	-	-	3,800	-	-	-	-	2,650	6,450
財務活動による収入	-	-	-	99,612	87,786	11,826	-	-	99,612
前年度繰越金	250,581	36,711	20,867	1,312	932	380	202	1,702	311,376

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	298,460	42,993					422	3,776	345,652
業務活動による支出	286,020	38,942					422	583	325,968
投資活動による支出	-	-					-	2,405	2,405
財務活動による支出	2,988	-					-	4	2,991
次年度への繰越金	9,452	4,051					-	784	14,288
資金収入	298,460	42,993					422	3,776	345,652
業務活動による収入	47,887	11,378					393	541	60,199
投資活動による収入	-	-					-	2,400	2,400
前年度繰越金	250,573	31,616					30	834	283,053

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出		57,816						687	58,503
業務活動による支出		56,359						465	56,824
次年度への繰越金		1,457						222	1,679
資金収入		57,816						687	58,503
業務活動による収入		52,720						465	53,185
前年度繰越金		5,096						222	5,318

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出			37,293				215	583	38,092
業務活動による支出			15,874				215	374	16,463
財務活動による支出			-				-	4	4
次年度への繰越金			21,419				-	206	21,625
資金収入			37,293				215	583	38,092
業務活動による収入			12,625				105	279	13,009
投資活動による収入			3,800				-	-	3,800
前年度繰越金			20,867				111	305	21,283

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				127,601	127,601		171	626	128,398
業務活動による支出				54,465	54,465		121	399	54,985
財務活動による支出				72,938	72,938		49	227	73,215
次年度への繰越金				198	198		-	-	198
資金収入				127,601	127,601		171	626	128,398
業務活動による収入				38,883	38,883		121	399	39,404
投資活動による収入				-	-		-	0	0
財務活動による収入				87,786	87,786		-	-	87,786
前年度繰越金				932	932		49	227	1,208

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				21,267		21,267	53	198	21,518
業務活動による支出				10,290		10,290	47	181	10,519
財務活動による支出				10,838		10,838	6	16	10,861
次年度への繰越金				139		139	-	-	139
資金収入				21,267		21,267	53	198	21,518
業務活動による収入				9,061		9,061	41	167	9,269
投資活動による収入				-		-	-	0	0
財務活動による収入				11,826		11,826	-	-	11,826
前年度繰越金				380		380	12	31	423

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	53,944							367	54,312
業務活動による支出	53,924							39	53,962
投資活動による支出	-							250	250
財務活動による支出	21							-	21
次年度への繰越金	-							79	79
資金収入	53,944							367	54,312
業務活動による収入	53,937							35	53,972
投資活動による収入	-							250	250
前年度繰越金	8							82	90

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

4 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 3 年 9 月 21 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。

5 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。

- (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月 2 回以上実施する。
- (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。

第 4 短期借入金の限度額

1 運営費交付金に係る短期借入金

運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4 億円とする。

2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金

国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。

3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金

でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。

第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算、平成 26 年度補正予算及び令和 2 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等が不要財産となる又は不要財産と見込まれる場合には、その翌年度までに金銭により国庫に納付する。

平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。

また、所有する職員宿舍を現中期目標期間中において 7 戸廃止し、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
予定なし

第7 剰余金の使途
人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。

ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。

イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。

ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的で開催する。

エ 令和5年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。

オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。

カ 個人情報 の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。

(2) コンプライアンスの推進

法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された令和5年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 職員の人事に関する方針

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。

また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。

(3) 業務運営能力等の向上

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修等を行う。

ア 各職階で必要とされる知識等の習得を目的とした以下の階層別研修を実施する。

(ア) 初任者研修として、初任者基礎研修、初任者現地研修等

- (イ) 一般職員研修として、行政実務研修、メンタルヘルス研修等
- (ウ) 管理職研修として、新任管理職研修、評価者研修等
- イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした以下の部門別研修を実施する。
 - (ア) 総務・人事関連研修として、個人情報保護研修、衛生管理者養成研修等
 - (イ) 監査関連研修として、内部監査研修
 - (ウ) 会計関連研修として、会計事務職員研修
 - (エ) 広報関連研修として、広報研修
 - (オ) 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修（JETRO 派遣含む。）
 - (カ) 畜産関連研修として、中央畜産技術研修、食肉関連研修
- ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、以下のデジタル人材育成研修を実施する。
 - (ア) IT パスポート取得を支援する IT リテラシー向上研修
 - (イ) PMO 向け情報システム統一研修
 - (ウ) PJMO（情報システム担当者）向け情報システム知識習得研修（情報ネットワーク維持管理研修等）
- エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。

3 情報公開の推進

(1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。

ア 畜産関係業務、野菜関係業務

(ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を 9 月末までに公表する。

(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を 9 月末までに公表する。

イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務

機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。

ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進

畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基

金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。

エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進

畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。

4 消費者等への広報

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。

(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討

ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。

イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ等に関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」等の見直しを検討することにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。

(2) ホームページ等での情報提供の推進

アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。

(3) 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催

消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。

また、アンケート調査の実施により、意見交換会等を通じて得られた情報等について効果測定を行うこととし、参加者の理解度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

5 情報セキュリティ対策の向上

(1) 情報セキュリティ対策の向上

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備

所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

6 施設及び設備に関する計画
予定なし

7 積立金の処分に関する事項

畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ロからへまでに規定する業務、同条第 5 号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第 4 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 5 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。